

内部統制システムの整備の推進のための体制に関する申合せ

(平成 27 年 3 月 19 日 役員会決定)

国立大学法人香川大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 3 条第 1 項の内部統制システムの整備の推進のための体制については、本申合せによるものとする。

第 1 国立大学法人香川大学（以下「本法人」という。）は、役員会において内部統制を取り扱うものとする。

第 2 学長は、本法人における内部統制担当役員を理事の中から指名するものとする。

第 3 学長は、法人本部及び各学部等（以下「部局等」という。）に内部統制を推進する部門（以下「推進部門」という。）を設置するものとする。

2 推進部門は、国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程に規定する法人本部の部、グループ等及び各学部等の事務部、課等とする。

第 4 学長は、推進部門に内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、当該部局等を掌理する理事・副学長、学部長等をもって充てる。

3 推進責任者は、当該部局が所掌する業務の有効性及び効率性を達成するために、内部統制を整備し、運用状況を把握するものとする。

4 推進責任者は、内部統制に係る定期点検を実施し、内部統制の不備を発見した場合、速やかに是正措置を講じなければならない。

5 推進責任者は、内部統制担当役員に定期点検及び是正措置の状況を随時及び毎年度 1 回以上報告するものとする。

6 推進責任者は、部局長等会議等において、定期点検及び是正措置の状況を随時及び毎年度 1 回以上報告し、情報を共有するものとする。

第 5 内部統制担当役員は、各部局における内部統制の整備及び運用状況を評価し、役員会において毎年度 1 回以上報告するものとする。

2 役員会は、内部統制担当役員の報告を受けて、必要に応じ改善策を検討するものとする。

第 6 その他内部統制に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。